

学校感染症による出席停止

学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合、集団感染を防ぐため出席停止となります。

学校感染症の種類と出席停止期間

種類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	新型コロナウイルス感染症	発症日を 0 日目として発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	発症日を 0 日目として発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが、痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	感染のおそれなくなるまで

出席停止期間を終えて登校する際に「学校感染症治癒届」を学校に提出してください。

治癒届は、南高校HPからダウンロードしてください。また、記入は保護者の方をお願いします。

尚、学校保健安全法に定められた学校感染症以外の感染性疾患に罹患した場合は、原則として病欠扱いとなります。ただし、主治医が本人の療養のためではなく、『流行・まん延するおそれがあるため出席停止とする』と判断した場合のみ同等の扱いとします。